

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 30 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 22 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 5 月 28 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 6 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	990,000 792,000	一括	198,000	187,437	34,842
1	370,000				
2	620,000				
		-			



物 件 目 録

1 所 在 盛岡市長田町

地 番 5番1

地 目 宅地

地 積 252.78平方メートル

共有者 A 持分3分の1

2 所 在 盛岡市長田町5番地1

家屋 番号 5番1

種 類 店舗・共同住宅

構 造 鉄筋コンクリートおよび木造陸屋根および亜鉛メッキ
鋼板葺地下1階付4階建

床 面 積	1階	207.62平方メートル
	2階	223.38平方メートル
	3階	145.49平方メートル
	4階	20.51平方メートル
	地下1階	10.77平方メートル

共有者 A 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 3月13日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

賃借権(共有者A持分3分の1)

範 囲 別紙建物間取図のうち、1階103号室

賃借人 C

期 限 定めなし

賃 料 月額30,000円(税込)

賃料前払 なし

敷 金 なし

保証金 なし

特 約 なし

上記賃借権は最先の賃借権である。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

別紙建物間取図(3欄記載の部分を除く)のうち、

①1階105号室部分

Dが占有している。同人の占有は売却対象外の共有持分を有するB及びJからの賃借権に基づくものである。

②1階106号室

Eが占有している。同人の占有は売却対象外の共有持分を有するB及びJか



らの賃借権に基づくものである。

③ 2階の鉄筋コンクリート造部分

売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

④ 3階部分

共有者Aが占有している。

⑤ その他の部分

共有者A及び売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）



物 件 目 録

1 所 在 盛岡市長田町

地 番 5 番 1

地 目 宅地

地 積 252.78 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

2 所 在 盛岡市長田町 5 番地 1

家屋 番号 5 番 1

種 類 店舗・共同住宅

構 造 鉄筋コンクリートおよび木造陸屋根および亜鉛メッキ
鋼板葺地下 1 階付 4 階建

床 面 積	1 階	207.62 平方メートル
	2 階	223.38 平方メートル
	3 階	145.49 平方メートル
	4 階	20.51 平方メートル
	地下 1 階	10.77 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1



令和6年(又)第18号 建物間取図

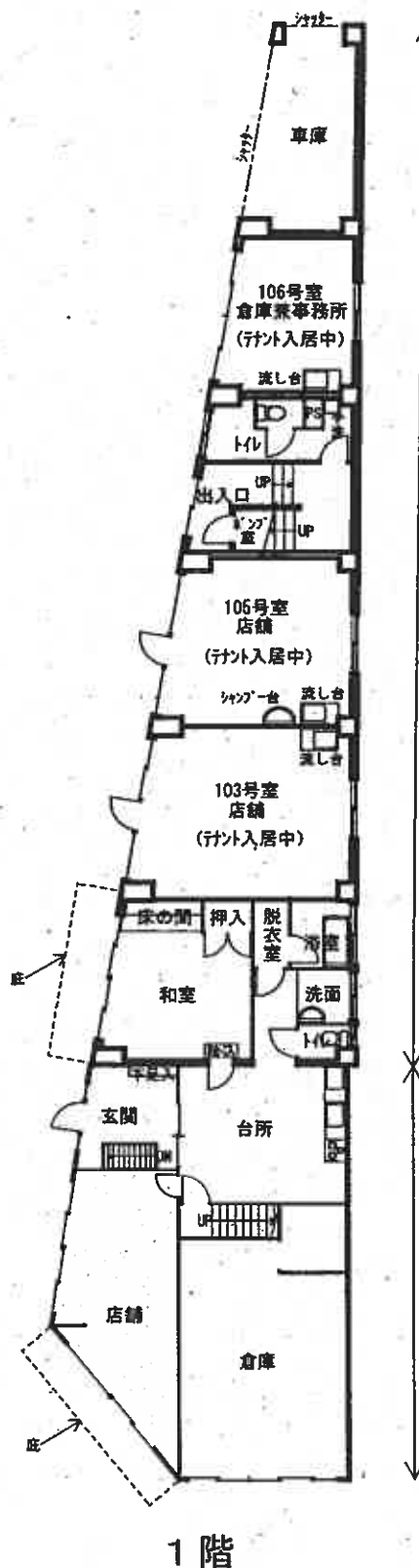
物件2
(主である建物)



縮尺 1/200



地下1階



鉄筋コンクリート造部分

木造部分

1階

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

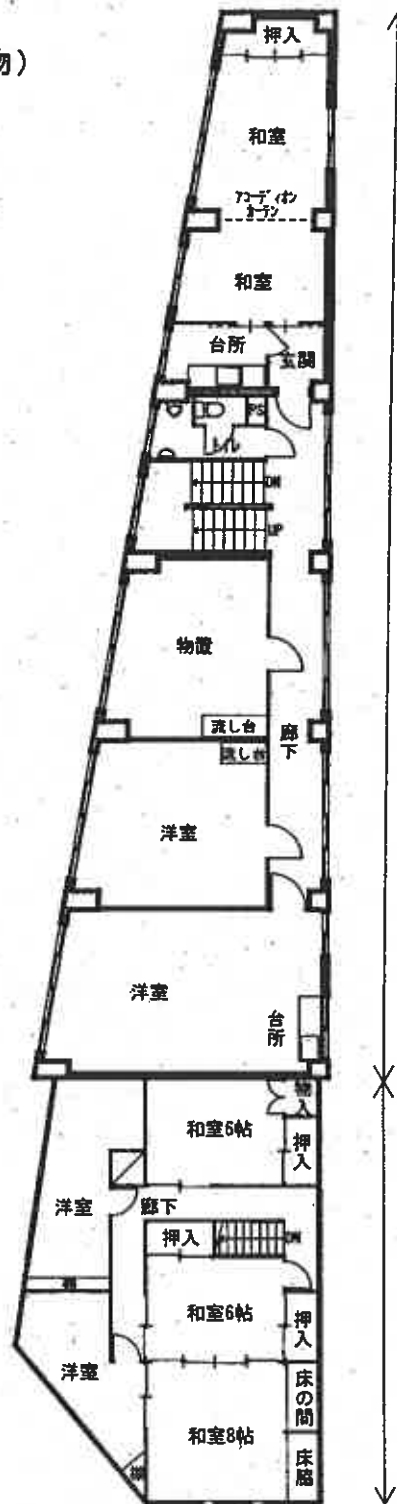
4ノール

令和6年(又)第18号 建物間取図



縮尺 $\approx 1/200$

物件2
(主である建物)



鉄筋コンクリート造部分

木造部分

2階

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

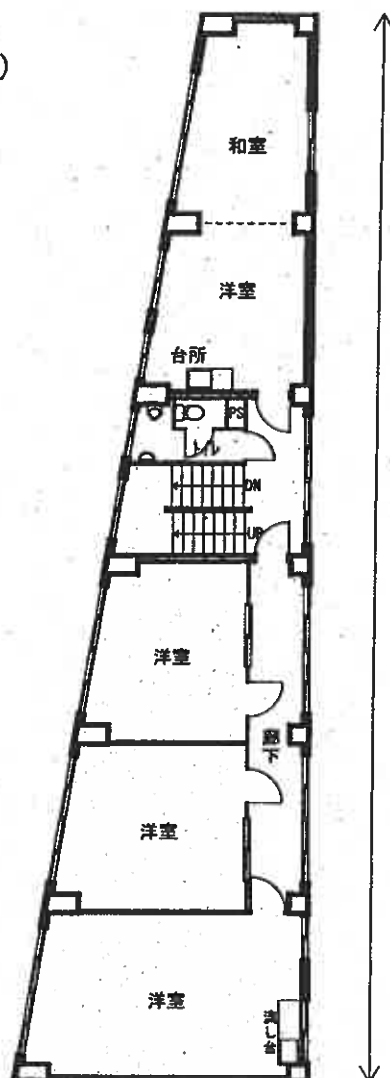
5A²-3²

令和6年(又)第18号 建物間取図

物件2
(主である建物)



縮尺 1/200



鉄筋コンクリート造部分

3階

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

6ページ

令和6年(ヌ)第18号
令和6年9月11日受理
令和6年12月20日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 盛岡市長田町
地 番 5 番 1
地 目 宅地
地 積 252.78平方メートル
共有者 A 持分3分の1
- 2 所 在 盛岡市長田町5番地1
家屋番号 5 番 1
種 類 店舗・共同居宅
構 造 鉄筋コンクリートおよび木造陸屋根および亜鉛メッキ鋼
板葺地下1階付4階建
床 面 積 1階 207.62平方メートル
2階 223.38平方メートル
3階 145.49平方メートル
4階 20.51平方メートル
地下1階 10.77平方メートル
共有者 A 持分3分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり															
住居表示	盛岡市長田町5番22号															
土地	物件1															
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路() ☐															
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐															
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者() 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり															
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」のとおり															
建物	物件2															
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:															
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>床面積:</td> </tr> </table>		{	種類:	{	構造:	{	床面積:								
{	種類:															
{	構造:															
{	床面積:															
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者(A、B) ☒ その他の者(C、D、E) ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり 上記の者が、本建物を住居(A、B)店舗(C、D)、倉庫・事務所(E)として使用し、占有している。															
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)															
その他の事項	「その他の事項」のとおり															
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号	{	保管開始日	平成	年	月	日	
{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号										
{	保管開始日	平成	年	月	日											
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり															

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ■1階103	
占有者		☐ 債務者 ■賃借人C	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ■店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述(■C(賃借人)) ☐ 文書()	
占有権原		■賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐	
占有開始時期		詳細不明 (平成15年前後ころ)	
最初の契約等	契約日	詳細不明 (平成15年前後ころ)	
	期間	平成 年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 3年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和5年9月1日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☐ 共有者 ■その他(故F)	
	借主	■占有者 ☐ その他()	
賃料・支払時期		毎月 金 30,000 円 (毎月末日限り 翌月分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		■ない ☐ ある [☐ 敷金 ☐ 保証金 金 円	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他		・賃料は消費税込み	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 1階106	☐ 全部 ☐
占有者		☐ 債務者 ☒ 賃借人E	☐ 債務者 ☐
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☒ 倉庫・事務所 ☐ 店舗	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫
関係人の陳述及び 提示文書の要旨		☒ 陳述(☒ E (賃借人)) ☒ 文書(☒ 貸室賃貸借契約書)	☐ 陳述(☐ ☐ 文書(☐
占有権原		☒ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐	☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐
占有開始時期		平成30年3月16日	
最初の 契約等	契約日	平成30年3月16日	
	期間	平成30年3月16日から ☒ 平成31年3月31日まで1年間 ☐ 期間の定めなし	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別		☒ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の 契約等	期間	令和6年4月1日から ☒ 令和7年3月31日まで1年間 ☐ 期間の定めなし	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等 当事者	貸主	☐ 所有者 ☒ その他(Bの父故G)	☐ 所有者 ☐ その他()
	借主	☒ 占有者 ☐ その他()	☐ 占有者 ☐ その他()
賃料・支払時期		毎月 金25,000円 (毎月末日限り 翌月分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	毎 金 円 (毎 限り 分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()
敷金・保証金		☒ ない [☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円	☐ ない [☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	☐ 譲渡転貸可 ☐
その他		・賃料は消費税込み	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1土地関係

- 1 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上、物件1土地は、南側で岩手県が所有する公衆用道路（地番102-1）に接面している。
現況、物件1土地は、南側で幅員約22.0メートルの県道盛岡横手線に接面している。

■物件2建物関係

本建物のうち、Aが3階を住居として使用し占有している。Bが2階の鉄筋コンクリート造部分を住居として使用し占有している。AとBが1階及び2階の木造部分を空き住居として管理し占有している。Cが1階の103号室を店舗（リサイクル洋品店）として使用し占有している。Dが1階の105号室を店舗（美容室）として使用し占有している。Eが106号室を事務所・倉庫として使用し占有している。

A及びBの陳述によれば、Bは、1階の賃借人3者から賃料を収受し、管理に要する経費（固定資産税や修繕費）を支払っている。

物件2建物に差押登記がなされた令和6年9月12日において、物件2建物には、A、故G、H、故Iを共有者とする登記がある。AもBも共に、故Gが物件2建物をDやEに賃貸する際、共有者間で共有物を賃貸借することについての話し合いも金銭のやり取りもなかったことを陳述しており、故Gによる賃貸借契約について、他の共有者から、親族関係を基礎とする黙示の承諾があったと推測される。

よって、D及びEの占有権限は、D及びEが、故Gと賃貸借契約を結んでいることから、故Gの相続人であるBとJを賃貸人とする賃借権であると考えられる。

また、Cの占有権限は、故Fと賃貸借契約を結んでいることから、故Fの相続人全員を賃貸人とする賃借権であると考えられる。

なお、Bは自ら103号室、105号室、106号室を賃貸している旨陳述しているが、他の賃貸人らの黙示の承諾により、賃貸人らを代表して、賃料の受領をする代わりに、物件の管理等を行っているものと考えられる。

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■C (物件2の103部分占有者)	私は物件2の1階の103号室を賃借して、洋服のリサイクルショップを営んでいます。受託販売です。家賃は消費税込み月額30,000円です。契約書は作成していません。 15年ぐらい前に西の端の部屋(106と思われる)をAさんの父親である故Fさんから借りました。床面積は今(103)より狭かったです。契約書はなく、口頭での契約でした。賃料は月額25,000円で、敷金や保証金といった一時金はありませんでした。その後103が空き、故Fさんから移転を持ちかけられ、移転しました。賃料は月額30,000円になりました。その時も敷金や保証金といった一時金はありませんでした。
■D (物件2の105部分占有者)	私は物件2の1階の105号室を賃借して、美容院を営んでいます。家賃は水道代を含め、消費税込み月額35,000円です。美容院であるため、水を使う量が多いので、その分高くなっているようです。 最初に契約を交わしたのみで、その後は新たに契約をしていません。
■E (物件2の106部分占有者)	私は物件2の1階の106号室を賃借して、倉庫兼事務所として使用しています。家賃は消費税込み月額25,000円です。最初に契約を交わしたのみで、その後は新たに契約をしていません。
■B (共有者相続人、物件2の2階部分占有者)	私は、1階の103、105、106を賃貸しています。賃料はそれぞれ、月額30,000円、月額35,000円、月額25,000円です。敷金や礼金といった一時金はありません。 103は契約書がありません。父の故Gが管理をしていた時すでに貸していました。105と106は契約書があるので提出します。(契約名義は故G) 私が1階の賃料を収受し、固定資産税や修繕費といった費用を全て負担しています。Aを含め、他の共有者と、賃料等のお金のやり取りは、ありません。 私は家族とともに、2階(木造部分以外)に住んでいます。生まれたときから住んでおり、その前、約40年ぐらい前からだと思いますが父母が住んでいます。3階には25年ぐらい前からAとその家族が住んでいます。Aが住む前はテナントが入居していました。木造部分の1階と2階は祖父が住んでいましたが、今は空き家です。浴室が木造部分の1階にしかないため、浴室については私たち家族とAたち家族も使用しています。

■ A（債務者、共有者、物件2の3階部分占有者） ■ H（共有者） ■ J（共有者故Iの子）	1階の東側にある倉庫部分については、Aの荷物が多いですが、私の家族も一部使用しています。木造部分のその他の部屋は空き家です。1階の西側にある車庫については私が自動車と自転車を置いています。 私が本件建物を管理して、賃料を収受していることについて、他の共有者が、何か言ってきたということはありません。父が長男だったことと、私が父の長男であることからかもしれません。 1階の賃料と修繕費や固定資産税といった収支に関することを教えてもらったことは、Bの父故Gが物件2の管理をしていたころからありません。一度、Bが修繕費の一部を負担してほしいと言ってきたこともありましたが、こちらは何も収支がわからないので断りました。Bには賃料の中で費用を賄うように言っています。 私は、物件1、2に関して、他の共有者とお金のやり取りをしたことは、これまでありません。自己の持分があることは認識していますが、それについて使用の対価を要求したり、主張したりしたこともありません。物件1、2は、Bが管理しています。 私は物件1、2の管理には関与しておらず、Bが管理を行っています。Bと、お金のやり取りは無く、何か要求したことも、要求されたこともありません。
---	---

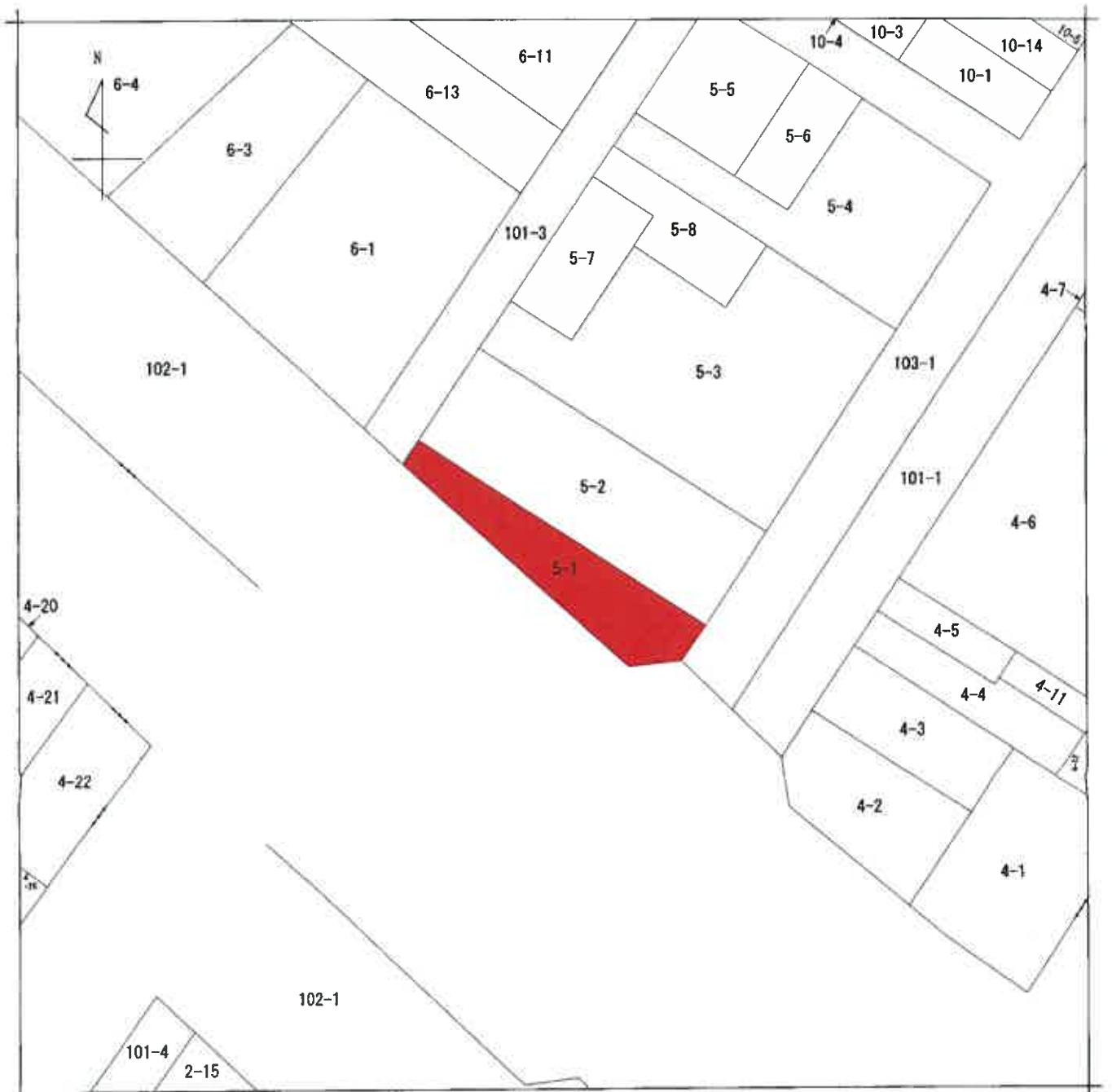
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年9月11日(水)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和6年9月11日(水)	盛岡市役所	課税関連資料申請 (事務員)
令和6年9月11日(水)	執行官室	道路照会 (HP閲覧)
令和6年9月30 (月) 14:00~14:20	物件所在地	物件確認、外観より占有者確認
令和6年10月10日(木) 14:40~15:30	物件所在地	1階占有者に聴取、照会文書手交・差置き
令和6年10月21日(月) 12:00~12:45	執行官室	Bより聴取(面談)
令和6年11月15日(金) 13:00~15:00	物件所在地	A、B、C、D立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
令和6年11月18日(月) 14:00~14:15	物件所在地	E立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行。
令和6年11月18日(月) 14:20~14:50	物件所在地	Aより聴取
令和6年12月11日(水) 16:30~16:40	執行官室	Hより聴取(電話)
令和6年12月12日(木) 10:20~10:30	執行官室	Jより聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(8 枚目)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	盛岡市長岡町				地番	5番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和54年2月14日				備付年月日(原図)		補事項			

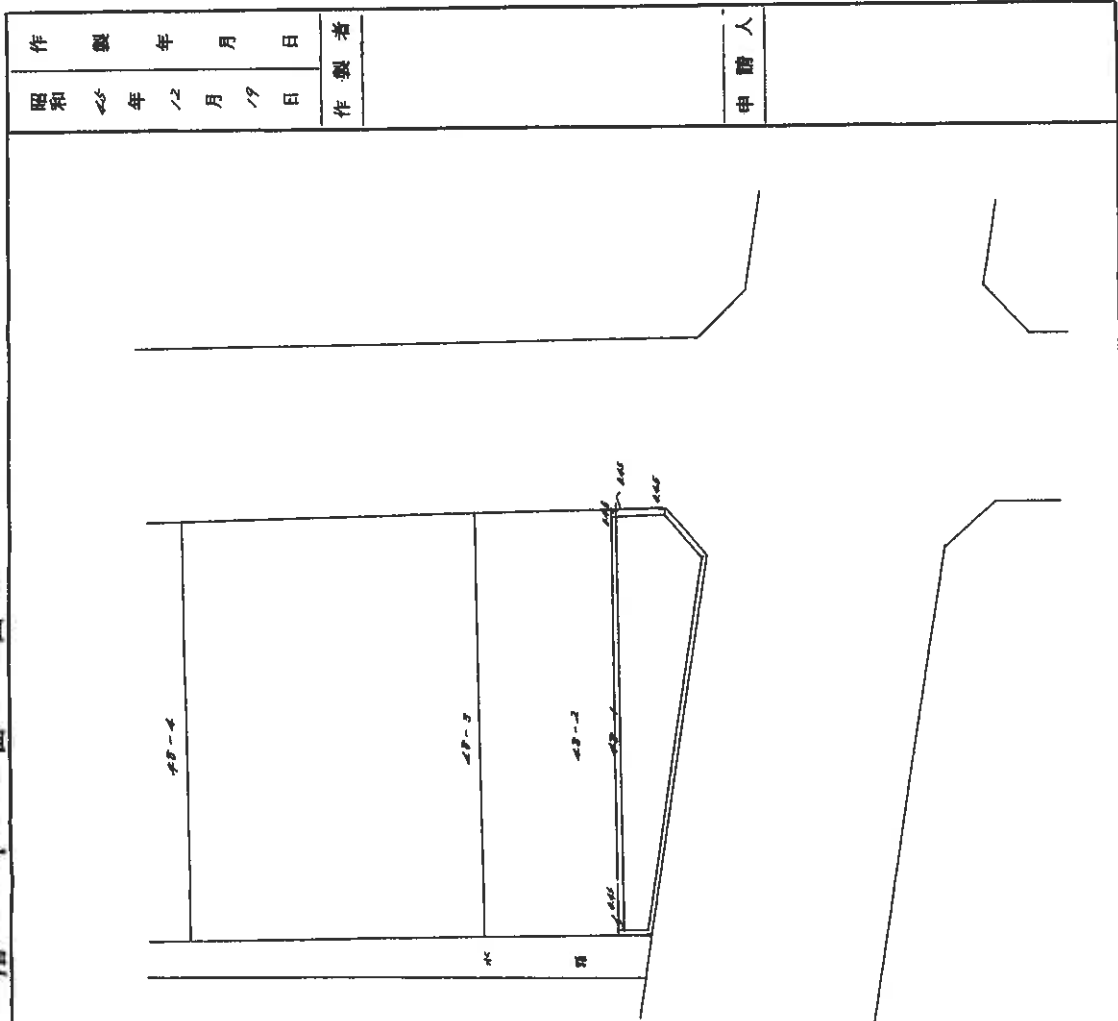
A3判をA4判に縮小

建物平面図

956119 長田町 5-1

家屋番号 5-1

建物の所在 静岡県浜松市東区長田町5-1



作製年	月	日	作製者
昭和48年	12月	19日	

申請人

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

956120 長田町 5-1

家屋番号

122-12-5-1

建物平面図

建物の所在
盛岡市長田町2丁目1番地2号
（盛岡市土地家屋調査士会事務所管内）

作製年月日	昭和45年12月19日
作製者	
申請人	

1 階

$(2,500 + 2,018) \times 2,220 \div 2 = 2,594,733.66$
 $(6,874 + 2,043) \times 2,035 = 1,651,810.60$
 $(4,550 + 2,043) \times 4,020 = 50,443,910$
 $\frac{416,253,46}{2} = 207,126,73$

2 階

$(2,840 + 7,543) \times 2,220 \div 2 = 2,928,225.6$
 $(6,874 + 2,043) \times 2,035 = 1,651,810.60$
 $(4,550 + 2,043) \times 4,020 = 50,443,910$
 $\frac{446,763,16}{2} = 223,381,58$

3 階

$(2,840 + 7,543) \times 2,220 \div 2 = 2,928,225.6$
 $(6,874 + 2,043) \times 2,035 = 1,651,810.60$
 $(4,550 + 2,043) \times 4,020 = 50,443,910$
 $\frac{446,763,16}{2} = 223,381,58$

(岩手県土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/200

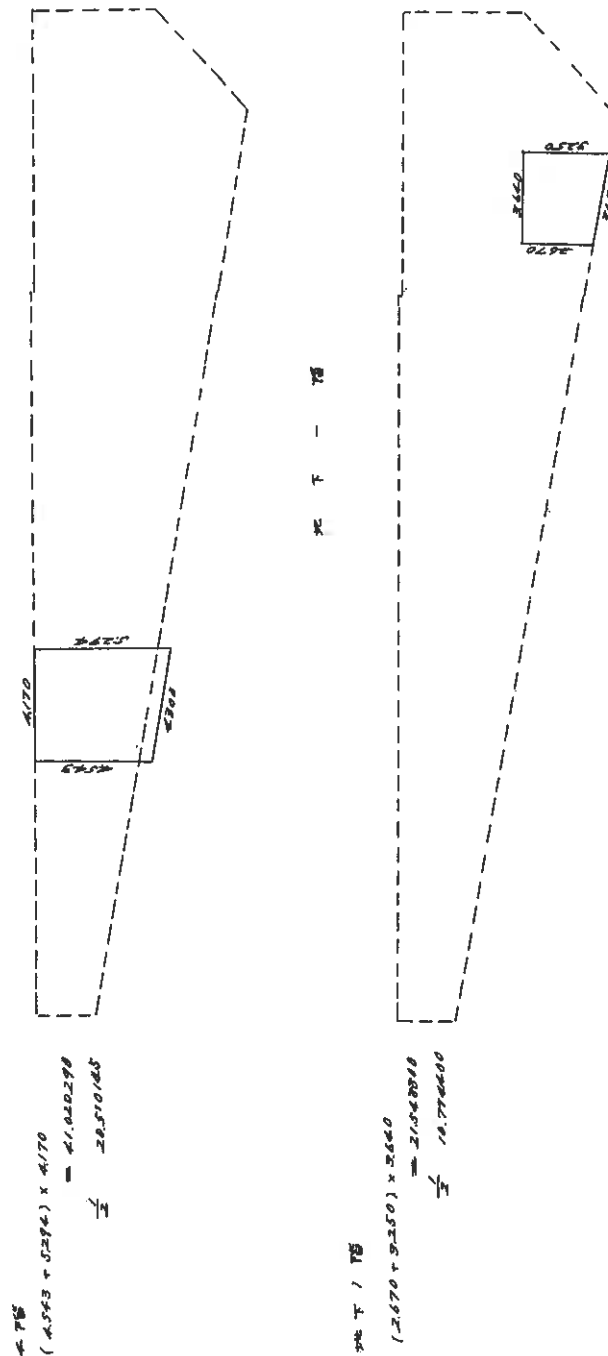
NIN

昭和 44 年 12 月 19 日	作 製 者
作 製 年 月 日	申 請 人

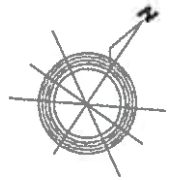
面區
面
平
階
物
也各

家屋番号	272502-5-1
------	------------

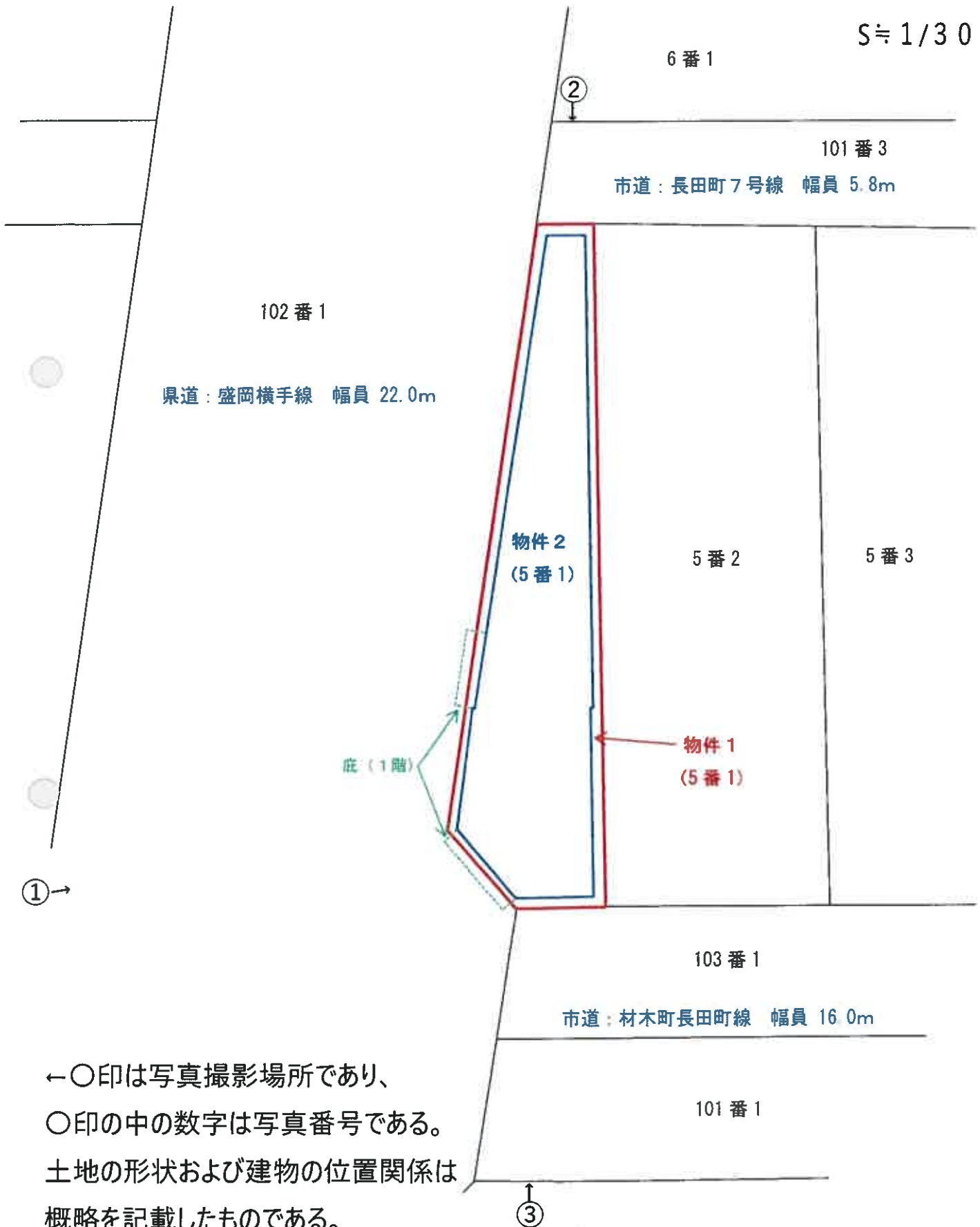
建築物の所在



縮尺	$\frac{1}{200}$
----	-----------------



S≒1/300



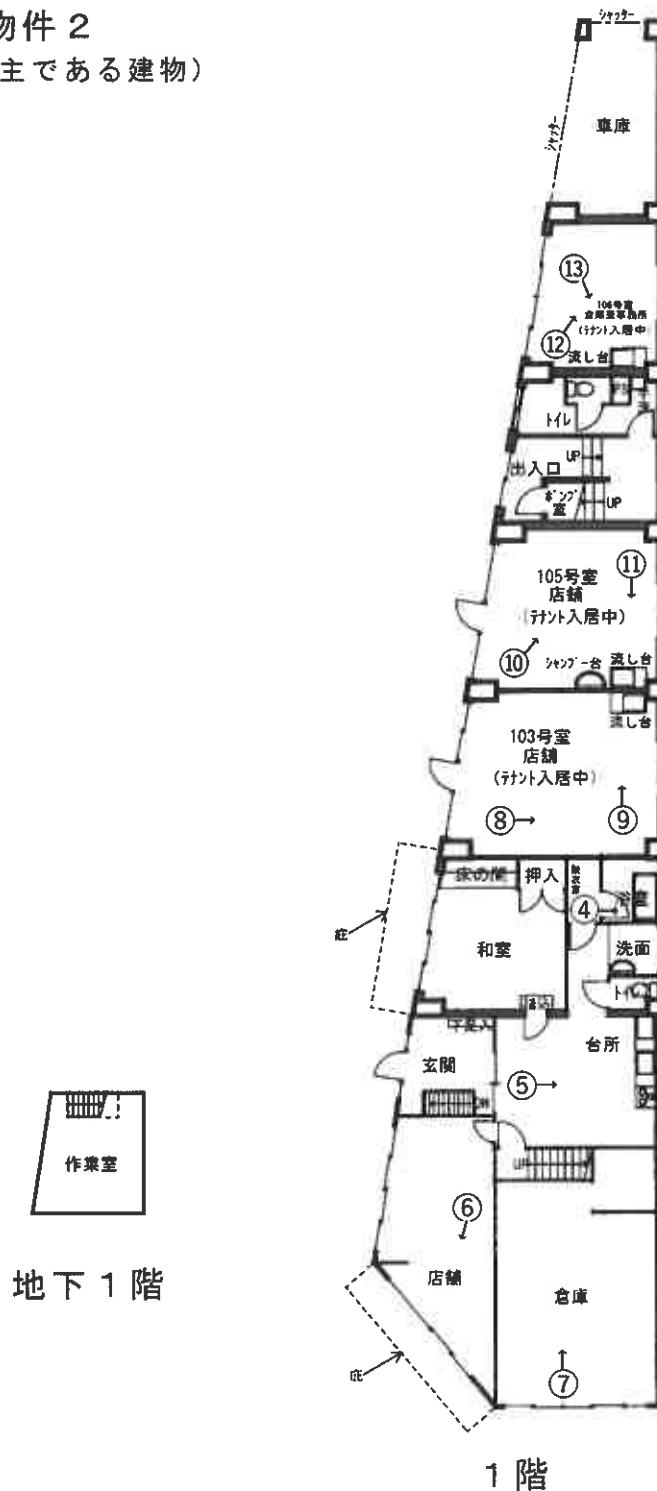
←○印は写真撮影場所であり、
○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は
概略を記載したものである。

令和6年(又)第18号 建物間取図

物件2
(主である建物)



縮尺 1/200



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

令和6年(又)第18号 建物間取図



縮尺 1/200

物件 2
(主である建物)



2 階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

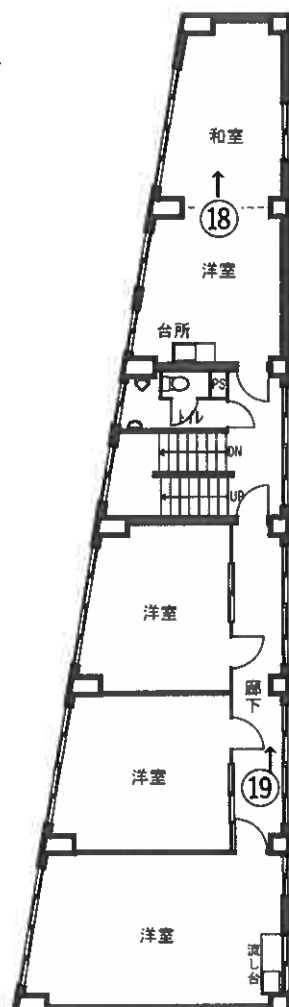
(15 枚目)

令和6年(又)第18号 建物間取図



縮尺 1/200

物件2
(主である建物)



3 階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

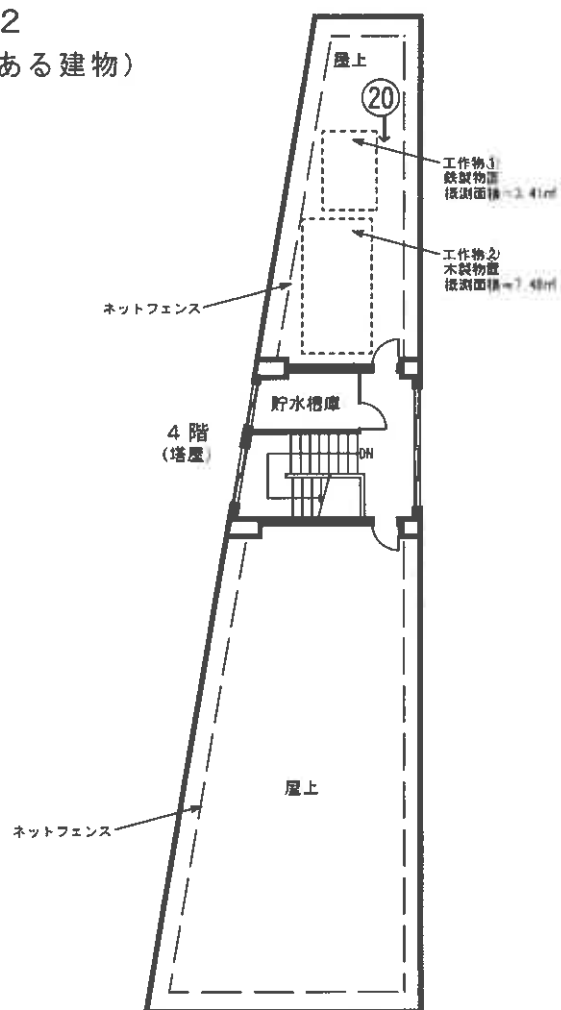
(16 枚目)

令和6年(ヌ)第18号 建物間取図



縮尺 $\approx 1/200$

物件 2
(主である建物)



4階・屋上

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

(17 枚目)

(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真7)



(写真8) 103号室



(21 枚目)

(写真9) 103号室



(写真10) 105号室



(写真11) 105号室



(写真12) 106号室



(写真13) 106号室



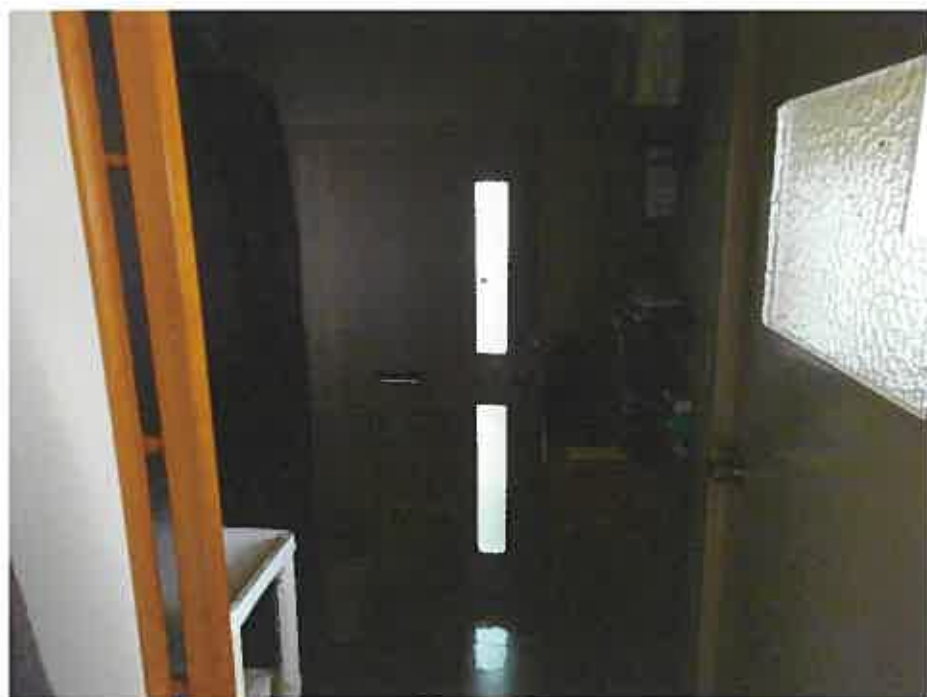
(写真14)



(写真15)



(写真16)



(写真17)



(写真18)



(写真19)



(写真20)



令和06年（ヌ）第18号

令和06年11月15日 現地調査

令和06年11月18日 現地調査

令和06年12月27日 評価

盛岡地方裁判所 第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

細 川 卓

第 1 評価額

一括価格		
物件 1 ・ 物件 2	金	990,000 円
内訳価格		
物件 1 (土地)	金	370,000 円
物件 2 (建物)	金	620,000 円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での現地調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第 58 条第 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況	
1	所 在	盛岡市長田町	同 左	
	地 番	5番1		
	地 目	宅地		
	地 積	252.78 m ²		
	共 有 者	A（持分3分の1）		
2	所 在	盛岡市長田町5番地1	同 左	
	家屋番号	5番1		
	種 類	店舗・共同住宅		
	構 造	鉄筋コンクリートおよび木造、 陸屋根および垂鉛メッキ銅板葺、 地下1階付4階建		
		床 面 積		1階：207.62m ²
				2階：223.38m ²
	3階：145.49m ²			
	4階：20.51m ²			
	地下1階：10.77m ²			
	共 有 者	A（持分3分の1）		
番号	特 記 事 項			
1	物件1上に、土地の附合物と認められるコンクリート舗装が設置されている。			
2	物件2の建物の庇が南西側の県道（盛岡横手線）及び南側の市道（材木町長田町線）に越境している（別添の土地建物位置関係図を参照）。 共有者Aから、3階のトイレで夜間に心霊現象が見られるとの陳述があった。 物件2の屋上に定着性が認められない以下の工作物が設置されている（別添の建物間取り図を参照）。 工作物①：鉄製物置、概則3.41m ² 。 工作物②：木製物置、概則7.48m ² 。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	最寄鉄道駅：ＪＲ東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線及びＩＧＲいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の北東方約750m(道路距離・徒歩約10分)。
	最寄バス停：岩手県交通・岩手県北バス・でんでんむし号「啄木新婚の家」バス停留所の北西方約100m(道路距離・徒歩約02分)。
	最寄商店：材木町「マルイチ材木町店」の南東方約300m(道路距離・徒歩約04分)。
付近の状況	対象土地は、盛岡市中心部の長田町地区内に位置する土地であり、付近の状況は、マンション、事務所ビルが建ち並ぶ商業地域である。 近年は、格別の地域変動要因も見当たらないため、当面現状のまま推移するものと予測される。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分：都市計画区域、市街化区域。
	用途地域：商業地域。
	建蔽率：80%。
	容積率：600%。
	防火規制：準防火地域。
	埋蔵文化財：埋蔵文化財包蔵地の該当なし。
	その他の規制：駐車場整備地区。 宅地造成工事規制区域。 盛岡市立地適正化計画、居住誘導区域、都心居住区域。 盛岡市景観計画、景観形成地域、市街地景観地域。 盛岡市景観計画、景観形成重点地域、眺望景観保全地域、盛岡城跡公園から岩手山眺望領域。 盛岡市景観計画、景観形成重点地域、街路景観地域、市街地の幹線街路。 屋外広告物規制区域、第3種市街地景観区域、河川・眺望景観保全区域。
	防災マップ：河川が氾濫した場合の浸水深3.0m～5.0m未満の区域。
	小中学校学区：盛岡市立河北小学校、盛岡市立上田中学校。
画地条件 (規模・形状等)	地積：252.78㎡(現況面積は登記面積と略一致)。
	形状：やや不整形。
	間口奥行：間口約36.2m×奥行約9.6m(最大)。
	地勢等：地勢は略平坦で、日照の障害なし。
	画地区分：三方路地。
	隣接状況：北東側の隣接地と略等高。

画 地 条 件 (規模・形状等)	そ の 他 : 南端部分が都市計画道路3・3・32盛岡駅長田町線に該当。	
接 面 道 路 の 況	南 西 側 :	幅員約22.0m舗装県道(盛岡横手線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。 都市計画道路3・3・6向中野安倍館線に該当。 当該接面道路と略等高。
	南 東 側 :	幅員約16.0m舗装市道(材木町長田町線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。 都市計画道路3・3・32盛岡駅長田町線に該当。 当該接面道路と略等高。
	北 西 側 :	幅員約6.0m舗装市道(長田町7号線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。 当該接面道路よりも約0m～約0.1m高い。
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物の敷地として使用されている。 北東側の隣接地(5番2)はマンションの敷地となっている。	
供給処理施設	上 水 道 :	あり。
	ガ ス 配 管 :	あり。
	下 水 道 :	あり。
特 記 事 項 (土 壌 汚 染 等)	外観調査を行ったところ、土壌汚染及び水質汚濁、これらの端緒は確認されなかった(端緒とは、土壌汚染等を伺わせる兆候をいう)。 また、土壌汚染等の可能性について、登記記録の履歴上、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす土壌汚染等が存在する可能性は低いものと判断される。 但し、土壌汚染等の有無は、指定調査機関などの専門家による詳細調査でなければ確定できない。	
特 記 事 項	前記「第3 目的物件 物件1の特記事項」のとおり。	

2 対象建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物。	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建 築 年 月 日 (登 記)	昭和31年12月15日保存。 昭和45年03月04日変更、増築。
	経 済 的 全 耐 用 年 数	40.0年。
	経 過 年 数	約68.0年。
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	経済的残存耐用年数は認められない。

仕 様	構 造 : 鉄筋コンクリート造、木造。
	屋 根 : アスファルトルーフィング葺、亜鉛メッキ鋼板葺。
	外 壁 : モルタル吹付、コンクリート、レンガ貼り、サイディング。
	天 井 : 化粧ボード、桎目板、オイルペイント。
	内 壁 : 化粧ボード、木目ボード、ビニールクロス、オイルペイント、塗り壁、タイル貼り。
	床 : Pタイル、フローリング、畳、絨毯、クッションフロア、コンクリート。
	基 礎 : コンクリート。
	設 備 : 電気、給排水。 建物に付属する各種の設備は、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明。
	そ の 他 : なし。
床面積(現況)	1階 : 207.62㎡。 2階 : 223.38㎡。 3階 : 145.49㎡。 4階 : 20.51㎡。 地下1階 : 10.77㎡。 合 計 : 607.77㎡。 現況床面積は、登記床面積と概ね一致している。
現 況 用 途 等	階 層 : 地下1階付4階建。
	現況用途 : 店舗・共同住宅。
	間 取 り : 添付の間取り図を参照。
品 等	総 合 : 劣る。
	使用資材 : 劣る。
	施 工 : 劣る。
保 守 管 理 の 状 態	屋根材のアスファルトルーフィングの劣化・ひび割れ、屋根材の亜鉛メッキ鋼板の錆、外壁材のモルタルの破損・ひび割れ、外壁材のコンクリートのひび割れ、天井材の化粧ボードの破損、内壁材の塗り壁のひび割れ、内壁材の化粧ボードの汚れ、内壁材のモルタルの破損・ひび割れ・汚れ、内壁材のオイルペイントの剥がれ、床の撓み・傾き、建具の窓ガラスの破損、屋上の手摺りの錆が見受けられる等の要修繕箇所があり、維持管理の状態は相当劣る。
建 物 の 利 用 状 況	4階（鉄筋コンクリート造部分）は、共有者A・共有者Bが貯水槽庫として管理・占有している。 3階（鉄筋コンクリート造部分）は、共有者Aが家族とともに居宅として使用・占有している。 2階（鉄筋コンクリート造部分）は、共有者Bが家族とともに居宅として使用・占有している。

建物の利用 状	1階・2階（木造部分）は、共有者A・共有者Bが空き住居として管理・占有している 1階（鉄筋コンクリート造部分）は、以下の賃貸借契約が締結されている。 （103号室） <table border="1"> <tr><td>使用権限</td><td>賃借権。</td></tr> <tr><td>賃貸人</td><td>故Fの相続人全員。</td></tr> <tr><td>賃借人</td><td>C。</td></tr> <tr><td>契 約</td><td>書面なし。</td></tr> <tr><td>期 間</td><td>期間の定めなし（始期は平成15年前後ころ）。</td></tr> <tr><td>使用用途</td><td>店舗。</td></tr> <tr><td>賃貸借料</td><td>30,000円/月。</td></tr> <tr><td>礼 金</td><td>なし。</td></tr> <tr><td>敷 金</td><td>なし。</td></tr> </table> （105号室） <table border="1"> <tr><td>使用権限</td><td>賃借権。</td></tr> <tr><td>賃貸人</td><td>故Gの相続人であるBとJ。</td></tr> <tr><td>賃借人</td><td>D。</td></tr> <tr><td>契 約</td><td>書面（貸室賃貸借契約書）。</td></tr> <tr><td>期 間</td><td>令和05年09月01日～令和10年08月30日（5年間）。</td></tr> <tr><td>使用用途</td><td>店舗。</td></tr> <tr><td>賃貸借料</td><td>35,000円/月。</td></tr> <tr><td>礼 金</td><td>なし。</td></tr> <tr><td>敷 金</td><td>なし。</td></tr> </table> （106号室） <table border="1"> <tr><td>使用権限</td><td>賃借権。</td></tr> <tr><td>賃貸人</td><td>故Gの相続人であるBとJ。</td></tr> <tr><td>賃借人</td><td>E。</td></tr> <tr><td>契 約</td><td>書面（貸室賃貸借契約書）。</td></tr> <tr><td>期 間</td><td>令和06年04月01日～令和07年03月31日（1年間）。</td></tr> <tr><td>使用用途</td><td>倉庫兼事務所。</td></tr> <tr><td>賃貸借料</td><td>25,000円/月。</td></tr> <tr><td>礼 金</td><td>なし。</td></tr> <tr><td>敷 金</td><td>なし。</td></tr> </table>	使用権限	賃借権。	賃貸人	故Fの相続人全員。	賃借人	C。	契 約	書面なし。	期 間	期間の定めなし（始期は平成15年前後ころ）。	使用用途	店舗。	賃貸借料	30,000円/月。	礼 金	なし。	敷 金	なし。	使用権限	賃借権。	賃貸人	故Gの相続人であるBとJ。	賃借人	D。	契 約	書面（貸室賃貸借契約書）。	期 間	令和05年09月01日～令和10年08月30日（5年間）。	使用用途	店舗。	賃貸借料	35,000円/月。	礼 金	なし。	敷 金	なし。	使用権限	賃借権。	賃貸人	故Gの相続人であるBとJ。	賃借人	E。	契 約	書面（貸室賃貸借契約書）。	期 間	令和06年04月01日～令和07年03月31日（1年間）。	使用用途	倉庫兼事務所。	賃貸借料	25,000円/月。	礼 金	なし。	敷 金	なし。
使用権限	賃借権。																																																						
賃貸人	故Fの相続人全員。																																																						
賃借人	C。																																																						
契 約	書面なし。																																																						
期 間	期間の定めなし（始期は平成15年前後ころ）。																																																						
使用用途	店舗。																																																						
賃貸借料	30,000円/月。																																																						
礼 金	なし。																																																						
敷 金	なし。																																																						
使用権限	賃借権。																																																						
賃貸人	故Gの相続人であるBとJ。																																																						
賃借人	D。																																																						
契 約	書面（貸室賃貸借契約書）。																																																						
期 間	令和05年09月01日～令和10年08月30日（5年間）。																																																						
使用用途	店舗。																																																						
賃貸借料	35,000円/月。																																																						
礼 金	なし。																																																						
敷 金	なし。																																																						
使用権限	賃借権。																																																						
賃貸人	故Gの相続人であるBとJ。																																																						
賃借人	E。																																																						
契 約	書面（貸室賃貸借契約書）。																																																						
期 間	令和06年04月01日～令和07年03月31日（1年間）。																																																						
使用用途	倉庫兼事務所。																																																						
賃貸借料	25,000円/月。																																																						
礼 金	なし。																																																						
敷 金	なし。																																																						
建物の利用 状	地下1階（木造部分）は、共有者A・共有者Bが空き作業室として管理・占有している																																																						

特記事項 (アスベスト)	物件2の建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。
特記事項	前記「第3 目的物件 物件2の特記事項」のとおり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の価格を次のとおり求めた。

記号	ア	イ	ウ	エ	オ
物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地 積 (㎡)	建付減価 補 正	共有持分 比 率
1	131,000	0.830	252.78	0.500	1 / 3

カ
土地価格(円) (ア×イ×ウ×エ×オ)
4,580,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの比準)

地価公示標準地《盛岡5-10》

$$\text{標準地価格} \quad \text{時点修正等} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格}$$

$$139,000\text{円/㎡} \times 102.0 / 100 \times 100 / 103 \times 100 / 105.0 \div 131,000\text{円/㎡}$$

◇ 時点修正等 : 公示価格等の価格時点から評価日までの時点修正の推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 個別格差率(相乗積) +3.0%

(内 訳) 街 路 条 件 ±0% (格差なし)。 交通接近条件 ±0% (格差なし)。
環 境 条 件 ±0% (格差なし)。 画 地 条 件 +3% (角地)。
行政的条件 ±0% (格差なし)。 その他条件 ±0% (格差なし)。

◇ 地 域 格 差 : 地域格差率(相乗積) +5.0%

(内 訳) 街 路 条 件 ±0% (格差なし)。 交通接近条件 ±0% (格差なし)。
環 境 条 件 +5% (繁華性)。 行政的条件 ±0% (格差なし)。
その他条件 ±0% (格差なし)。

イ 個別格差 : 個別格差率(相乗積) ▲17.0%

(内 訳) 街 路 条 件 ±0% (格差なし)。 交通接近条件 ±0% (格差なし)。

環境条件 ±0% (格差なし) 画地条件 ▲17% (角地、形状等)。
 行政的条件 ±0% (格差なし) その他条件 ±0% (格差なし)。

ウ 地 積 : 登記数量を採用した。

エ 建付減価補正 : ▲50%。

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

記号	ア	イ	ウ	エ	オ
物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	共有持分 比 率	建物の価格(円) (ア×イ×ウ×エ)
2	180,000	607.77	0.025	1 / 3	910,000

イ 現況延床面積 : 登記数量を採用した。

ウ 現価率

定 額 法 : 5.0% (経過年数 68.0年、経済的残存耐用年数 0.0年、 残価率5.0%)

観察減価法 : ▲50.0% (物理的・機能的・経済的減価)

◇ 現価率 = $0.050 \times (1 - 0.50) \div 0.025$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用率等価格を控除し、建物については土地利用率等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用率等価格

記号	ア	イ	ウ
物件 番号	建付地価格(円)	土地利用率等割合	土地利用率等価格(円) (ア×イ)
1	4,580,000	0.55 法定地上権	2,520,000

② 内訳価格及び一括価格

記号	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売 市場 修正	評価額(円) ((ア±イ)×ウ×エ×オ)
1	4,580,000	▲ 2,520,000				370,000
2	910,000	+ 2,520,000	1.00	0.30	0.60	620,000
一括価格(合計)						990,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 物件2の建物は汎用性が劣る建物であること、及び、物件1・物件2は共有持分であり、競落人は、競落後、他の共有者との間で物件1・物件2の使用に関する協議を行う必要があることから、市場性の減退が認められ、市場性修正率を▲70%と査定した。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地《盛岡5-10》

所 在 : 盛岡市中央通三丁目12番2「盛岡市中央通3-12-5」。

価 格 : 139,000 円/㎡。

位 置 : JR東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線及びIGRいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の北東方約850m。

価 格 時 点 : 令和06年01月01日。

地 積 : 512 ㎡。

供給処理施設 : 上水道、下水道、都市ガス。

接 面 街 路 : 南西側・約22.0m舗装県道、北西側・側道。

用 途 指 定 等 : 都市計画区域、市街化区域、商業地域(建蔽率80%、容積率600%)、準防火地域。

地 域 の 概 要 : 事務所ビル、小売店舗等が建ち並ぶ商業地域。

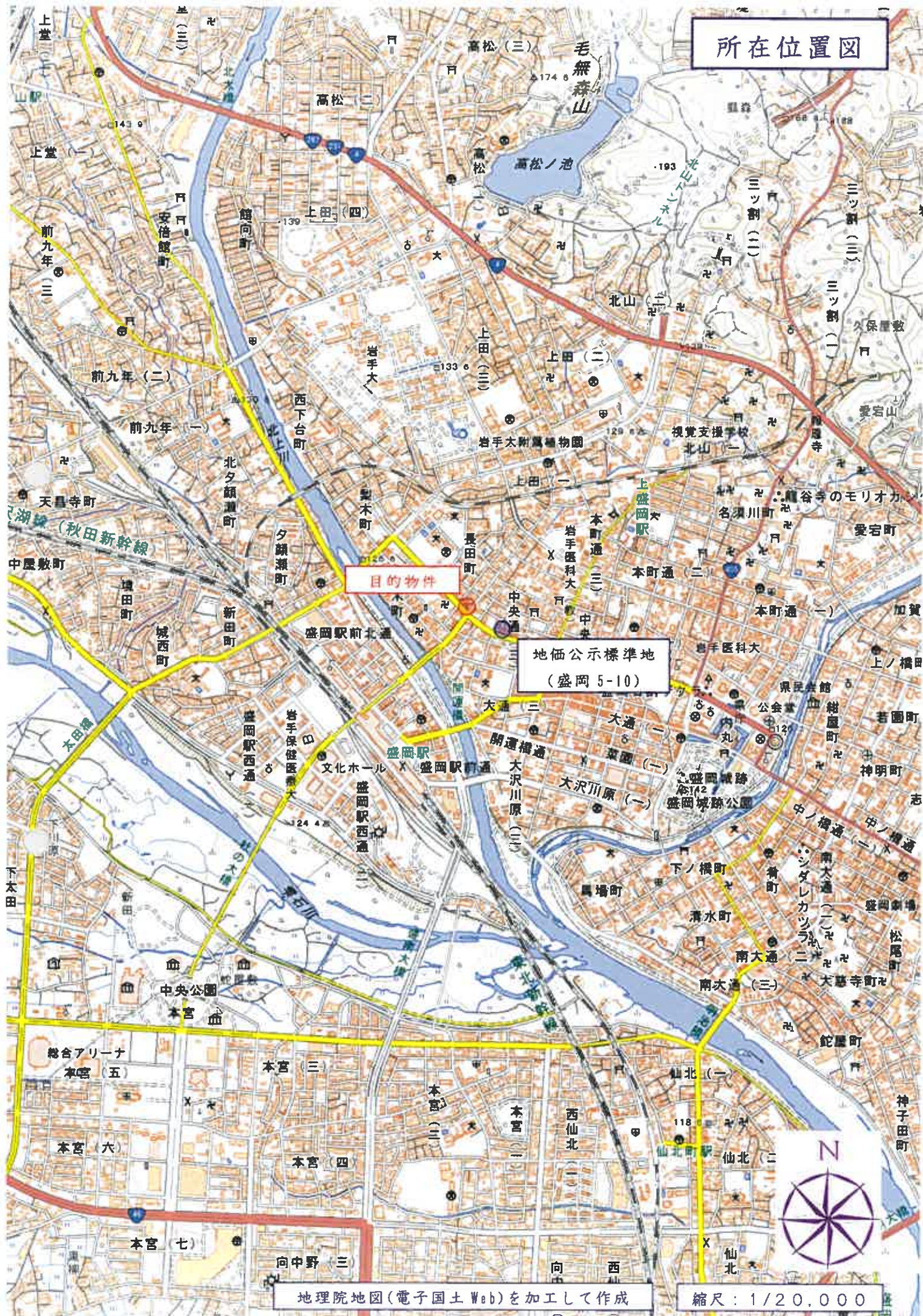
第7 附属資料の表示

- 1 所在位置図。
- 2 公図写。
- 3 建物図面・各階平面図写。
- 4 土地建物位置関係図。

5 建物間取図

以 上。

所在位置図



所在位置図

私立岩手中学校

私立岩手高等学校

長田町

材木町

目的物件

盛岡材木町郵便局

中央

北農政局岩手県拠点橋市庁舎

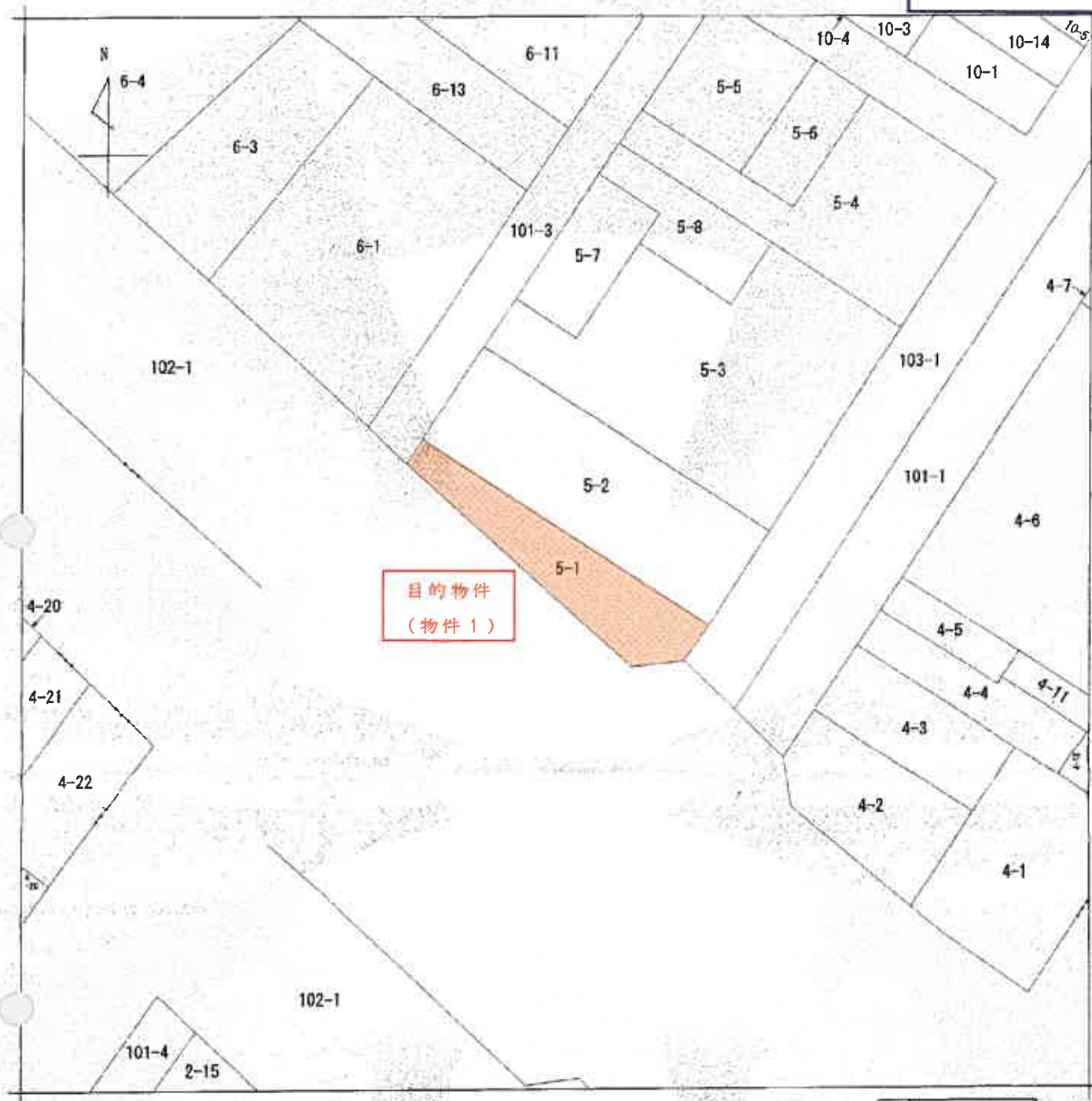
光興産株式会社東北第二販売支店

市立桜城小
大通三丁目



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

縮尺: 1/1,500



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 材木町

請求部分	所在地				盛岡市長田町		地番	5番1	
出力	1/500	精度	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和54年2月14日			備考 年月日 (原図)				補記事項	



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局管轄)

令和6年7月26日

東京法務局

地図整理番号: M75921

登記官

(1/1)



縮小: A3版 → A4版

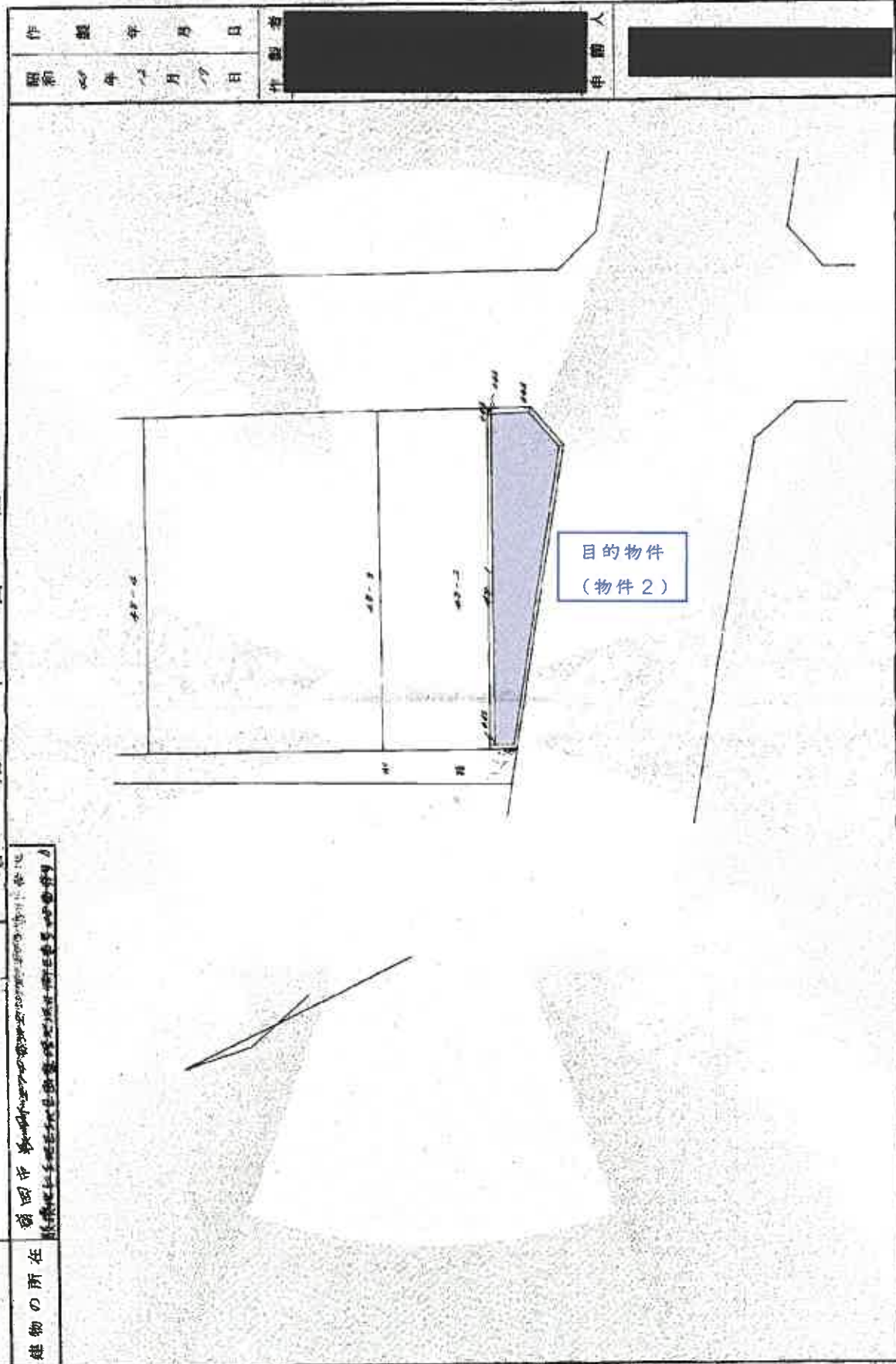
登記年月日・昭和45年12月21日

956119 長田町 5-1

家屋番号 12222222 5-1

建物の所在 新潟県新潟市東区長田町5-1番地

建物平面図



(岩手県土地家屋調査士会 用紙)

昭和45.12.21

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方方法務局 管轄)
令和6年7月26日 東京法務局

登記官

縮小：A3版→A4版

船和45,12.2T

(岩手県土地家屋調査士会用紙)

箱 尺

(2/3)

22652M: 台灣嘉義縣和

縮小：A 3 版→A 4 版

登記年月日：昭和45年12月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
盛岡地方裁判所官帳
令和6年7月26日 東京法務局

令和6年7月26日 東京法務局

登記官

956120 田町 5-1-

吳 璠 題

19

西の馬在 武岡市馬田鎮之 92.2.27.11 66

生物の所在

[illegible]

4

五

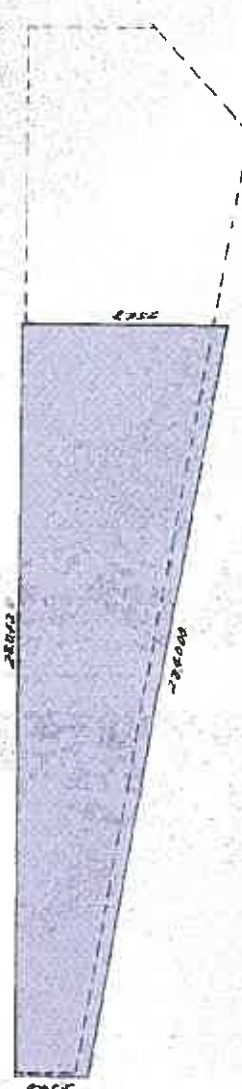
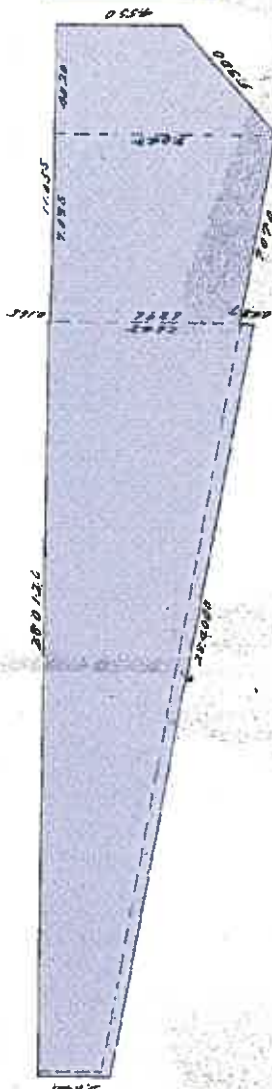
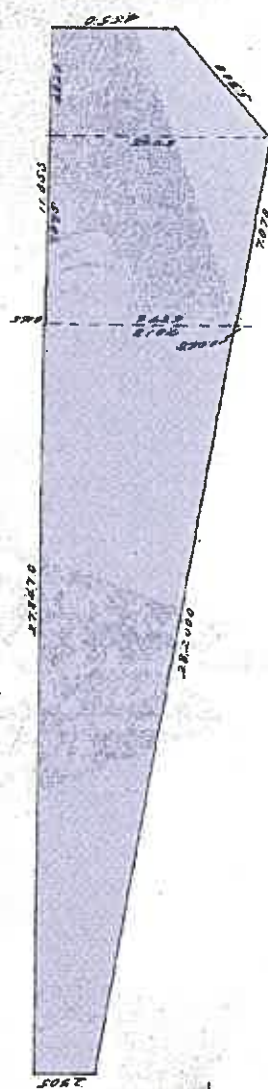
$$\begin{array}{r} 2102.2 \\ - 290 \\ \hline (240 + 7548) \times 2035 \\ (1884 + 3048) \times 1035 \\ (4550 + 2048) \times 4020 \\ - 50 \\ \hline \end{array}$$

12

了 嗎

$$21085 \times 18202 + 4482 = 383884068$$

目的物件
(物件 2)



昭和45.12.21

(岩手県土地家屋調査士会 用紙)

(3/3)

地図整理番号: H75922

縮小: A3版 → A4版

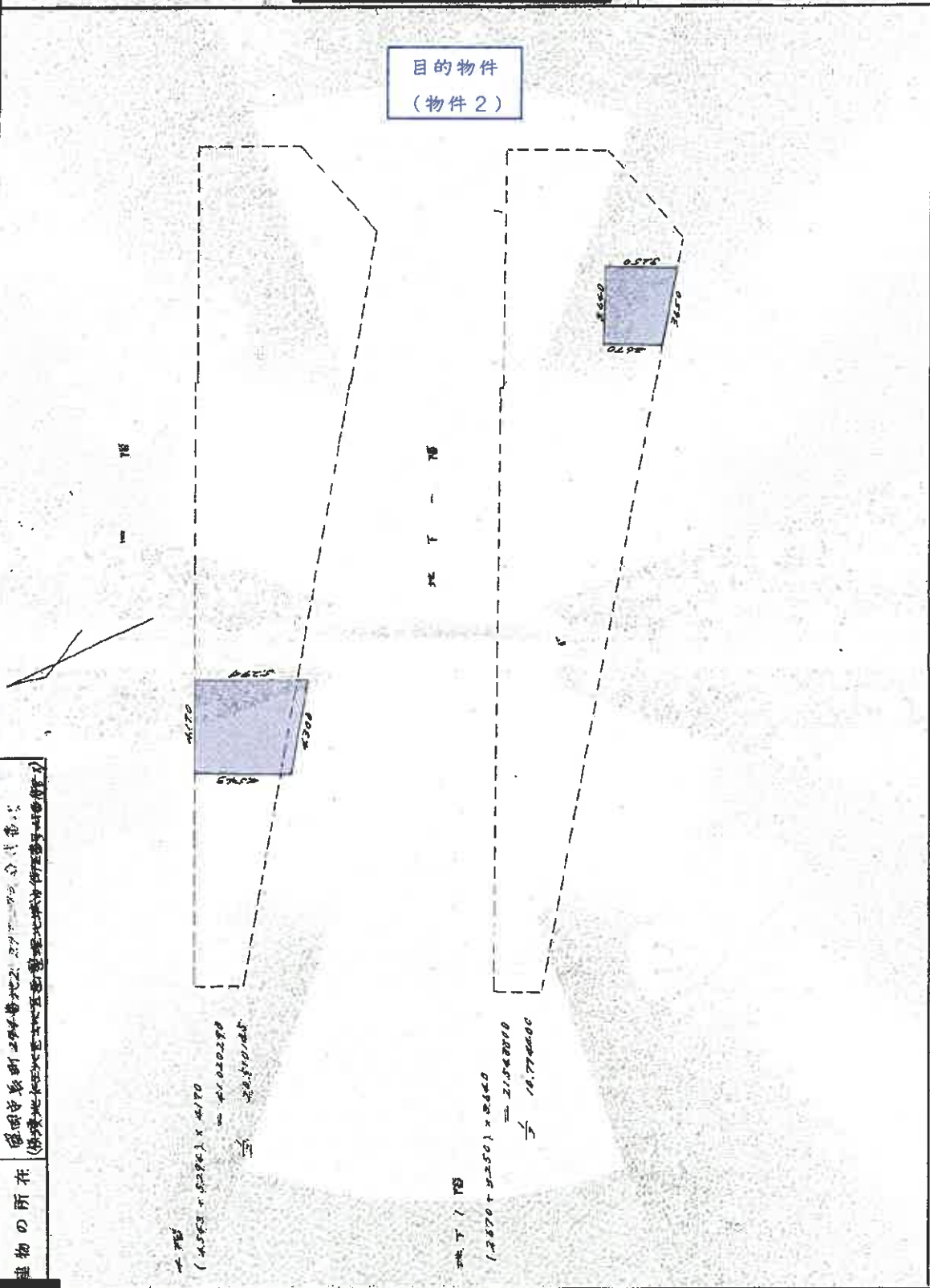
登記年月日: 昭和45年12月21日

956121 長田町 5-1

家屋番号 122203 5-1

建物の所在 盛岡市長田区2丁目2番地21号(盛岡市長田区2丁目2番地21号(盛岡市長田区2丁目2番地21号(盛岡市長田区2丁目2番地21号))

建物平面図



縮尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

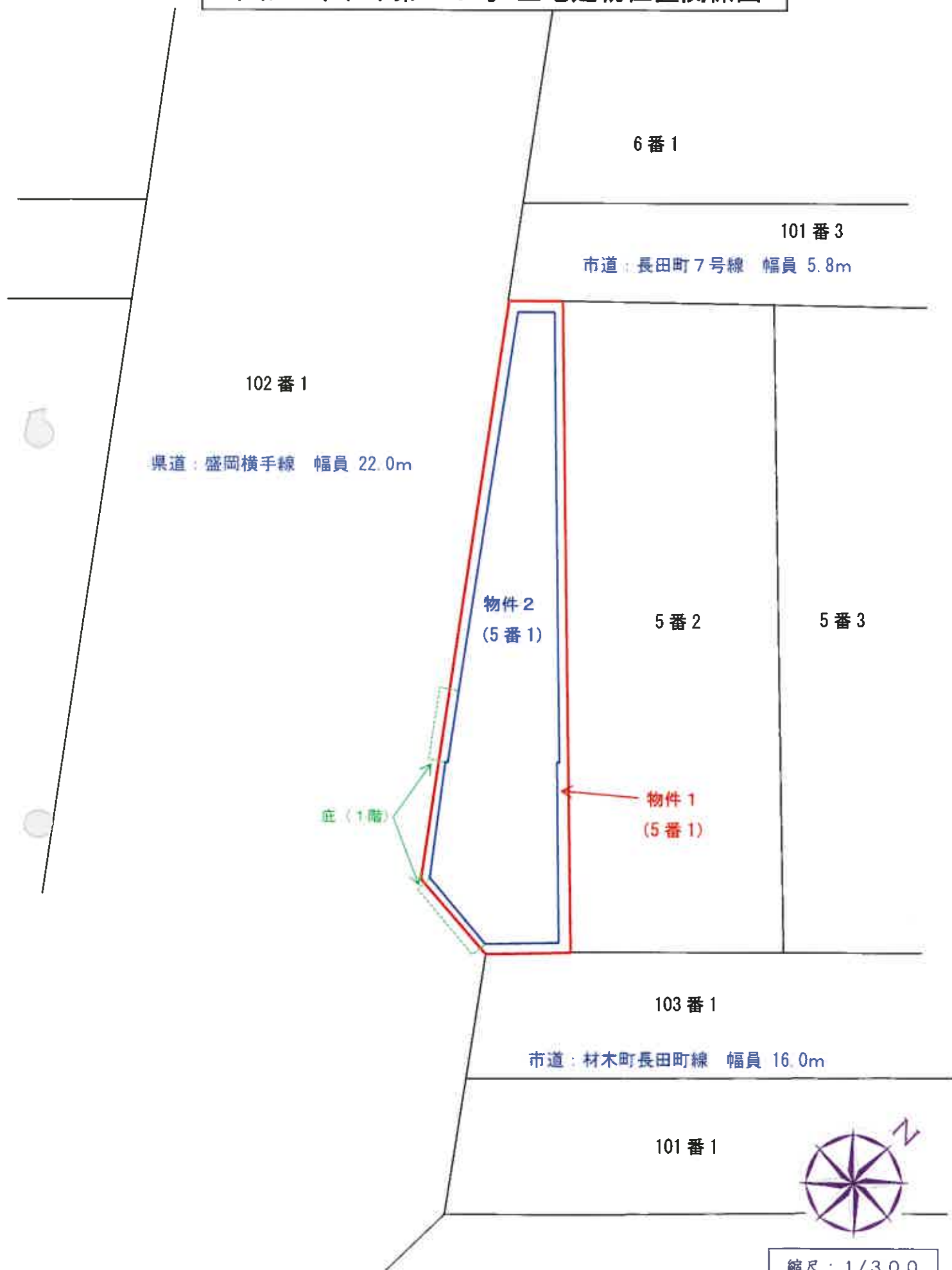
(盛岡地方裁判所 官製)

令和6年7月26日

東京地務局

登記官

令和6年(ヌ)第18号 土地建物位置関係図



※ 土地の形状及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。

令和6年(又)第18号 建物間取図

物件2
(主である建物)



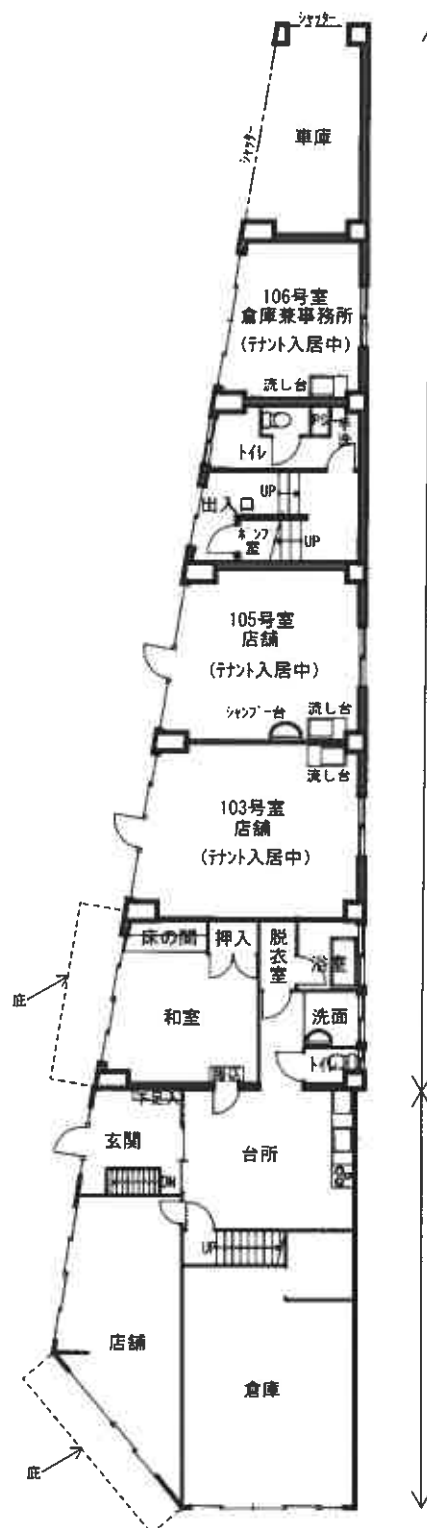
縮尺 $\approx 1/200$

鉄筋コンクリート造部分

木造部分



地下1階



1階

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

令和6年(又)第18号 建物間取図



縮尺 $\frac{1}{200}$

物件2
(主である建物)



鉄筋コンクリート造部分

木造部分

2階

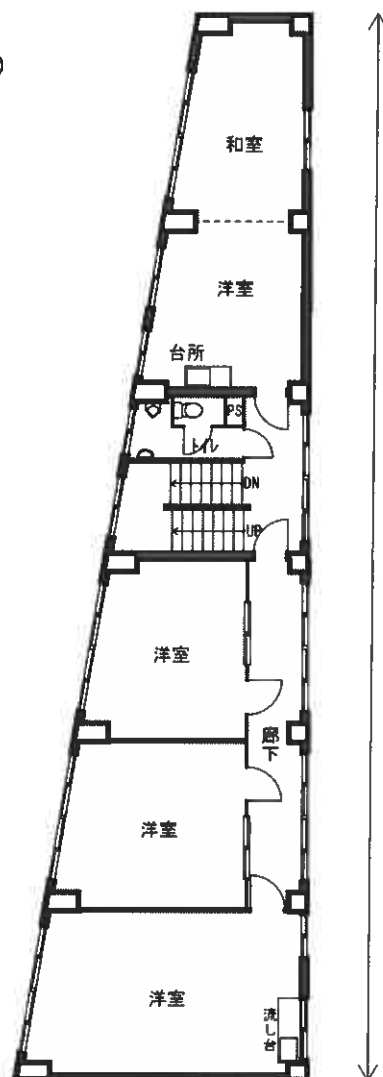
※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

令和6年(又)第18号 建物間取図



縮尺 $\approx 1/200$

物件2
(主である建物)



鉄筋コンクリート造部分

3 階

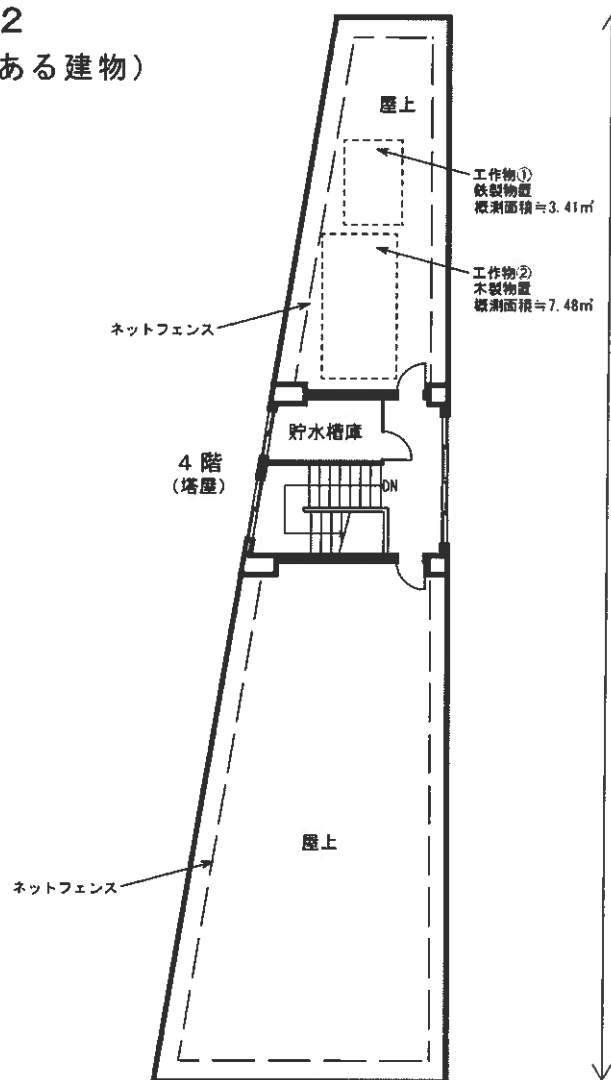
※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

令和 6 年 (又) 第 1 8 号 建物間取図



縮尺 $\approx 1/200$

物件 2
(主である建物)



鉄筋コンクリート造部分

4 階・屋上

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。